

文書	大項目	中項目	質問内容	回答
募集要項	2 参加資格	(4)	調理から配達及び安否確認までの一連の業務すべてを事業者の責任において実施できること。(ただし・・・調理業務を第三者に委託することは差し支えない。)とありますが、弊社では、お届け業務において、スタッフが弊社と業務委託契約を結んでいる、個人事業主であり雇用関係にはありません。弊社のお弁当のことや、お届け業務に関しましては、研修を受けていただき、弊社の手順に従って業務をしていただいております。個人事業主ということになりますと、第三者に委託していることになりませんか。	雇用関係のない個人や事業者への業務委託であるため、第三者への委託に該当します。
仕様書(案)	6 配達日時	(1)	昼食月曜日から金曜日までの午前10時30分から午後0時30分までとありますが、お届け時間は、ご利用者様へ事前に案内し、ご了承をいただければ午前10時30分よりも早い時間のお届けになってもよろしいでしょうか。	配達時間は午前10時30分から午後0時30分を基本としますが、受託者及び利用者双方の合意によるものであればこの限りではありません。
仕様書(案)	8 利用料の徴収等	(1)	ただし、受託者及び利用者双方の合意により、月末一括支払い等他の方法に変更することができるとありますが、弊社の集金方法が前金制で、お届け週の前週水曜日までにご集金をさせていただいております。双方の合意であれば、前金制でのご集金も可能であるということで大丈夫でしょうか。	受託者及び利用者双方の合意による支払い方法の変更は可能です。
仕様書(案)	13 食事内容及び献立について	(2)	1か月分の献立表を作成し、利用月の2週間前までに市に提出するとありますが、弊社では毎月15日以降に1か月の献立が作成されます。お日にちが少し遅くなってしまっても大丈夫でしょうか。	事前に市へ申し出いただければ構いません。作成でき次第、速やかなご提出をお願いします。
仕様書(案)	13 食事内容及び献立について	(4)	材料の調達上等やむを得ない事由により献立を変更するときは、変更の前日までに事由を明記し、市の承諾を得ること。とありますが、前日までに変更が判明したとして、承諾をいただく時間がなく、全国にお弁当製造しているため、承認を得られなかった場合の対応が難しいのですが、報告だけでは規定違反になりますでしょうか。	当該事例が発生した場合、書面により市へ報告してください。当該事例への対応経過および内容によっては、岡山市契約規則(平成元年市規則第63号)等により必要な措置を講じる場合があります。 なお、変更内容については速やかに利用者へ連絡してください。
仕様書(案)	14 配食容器について		配達に使用する容器については、受託者自らが用意し、保温、衛生及び環境面に十分配慮した容器を使用すること。とありますが、弊社のお弁当は冷蔵商品であり、保冷した状態でお届けします。召し上がる前に電子レンジで温めていただくものです。冷蔵商品でも大丈夫でしょうか。容器はそのまま電子レンジで温められる加熱可能な容器となっています。	必ず利用者へその旨事前に説明し、了承を得てください。